

総務文教常任委員会委員長報告

去る9月6日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案2件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下、審査の経過と結果について順次報告いたします。

記

- 1 審査年月日 令和4年9月8日(木)
- 2 場 所 委員会室1
- 3 出席委員 中村洋子、金森すみ子、岡村有正、保角美代、
大嶋達巳、加藤勝明、日高英城
- 4 審査結果

「議案第39号」北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第40号」北本市職員の育児休業等に関する条例及び北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎「議案第39号」について

「今回の条例改正の目的と、このタイミングで独自利用事務とすることになった経緯について」質疑したところ、「個人番号を情報連携できる事務については、行政手続における個人の特定を識別するための番号の利用等についての法律の別表に規定されていますが、そこに定めのない事務については市が独自利用として条例で定めることが必要となります。今回、重度心身障

害者の医療費の助成に関する事務及び在宅重度心身障害者の手当の事務に対して個人番号の利用等情報連携を進めるため、本条例を改正するものです。この情報連携にあたっては国の個人情報保護委員会からスケジュールが示されており、令和5年6月からの連携開始に間に合うよう、今回このタイミングでの提案となりました」との答弁がありました。

「条例改正によって、申請者には所得証明の添付省略や手数料の負担軽減など利便性の向上がメリットとして示されているが、行政側のメリットは何か」と質疑したところ、「申請者は基本的には申請時に所得を証明するものを提出する必要がありますが、今回、個人番号の利用や情報連携できる事務である独自利用事務として条例に位置づけることにより、法的にも条例的にも税情報の確認等が行えることとなります。本人の同意があれば、市が個人番号を利用して申請者本人の所得の状況を確認しますので、確認作業の軽減が図られ、事務の効率化につながると考えています」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第40号」について

「条例改正に至った経緯と、育児休業の取得回数を緩和することで考えられる効果について」質疑したところ、「公務員が男性の育児休業を取得しやすくするため、国が今年の2月に国家公務員の育児休業等に関する法律を改正しました。その後、地方公務員にも男性の育児休業の取得を促すため、地方公務員の育児休業等に関する法律等を改正し、それが令和4年10月1日からの適用となりますので、今回の条例改正に至ったものです。これまで育児休業は1回しか取れませんでした。今後は分割して取れるようになるため、自身の仕事量や重要度などに応じて、取得が難しい期間を除いて2回に分割して取得できるようになります。また、周囲との仕事の調整もしやすくなる

と考えています」との答弁がありました。

「育児休業の取得は義務ではなく権利のため、それを行使するかどうかは個人に委ねられるが、本市は「めざせ日本一、子育て応援都市宣言」を掲げているので、積極的に育児休業の取得を促すことを考えているのか」と質疑したところ、「男女共同参画等の観点から、ぜひ男性職員にも育児休業を積極的に取得してほしいと考えています。総務課では、市職員のための子育て支援ハンドブックを作成し、毎年度、職員に向けて周知をしていますので、今回の条例改正後は早急に内容を刷新して全職員に周知したいと考えています」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

以上、報告いたします。

令和4年9月29日

総務文教常任委員会
委員長 日 高 英 城

北本市議会議長 工 藤 日出夫 様